

令和7年度(令和6年分) 市民税・県民税申告及び所得税の確定申告受付会場・日程

日	月	火	水	木	金	土
1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1
×	×	×	×	戸頭公民館 2階講座室AB	福祉会館 3階講座室AB	×
2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
×	×	井野公民館 多目的ホール	小文間公民館 レクリエーション室	高須公民館 会議室	藤代庁舎 大会議室	×
2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15
×	藤代庁舎 大会議室	×	藤代庁舎 大会議室	藤代庁舎 大会議室	×	×
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
×	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	×
2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
×	×	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	×
3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8
取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	×
3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15
×	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	×
3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22
×	取手勤労青少年 体育センター 〔取手市役所〕 本庁舎裏体育館	×	×	×	×	×

<所得税の確定申告受付について>

1/30~2/13は、還付申告のみ受付します。

以下の高度な判断を要する確定申告は市役所ではできません。竜ヶ崎税務署で申告してください。

- 令和6年分以外の申告
- 青色申告
- 特定支出控除（給与所得）の申告
- 雑損控除を含む申告
- 譲渡所得（土地建物・株式・ゴルフ会員権等）の申告
- 前回、土地建物・株式などの譲渡損の繰越手続きをした方の申告
- 損失申告
- 営業・農業・不動産所得の初年度の申告
- 利子所得・配当所得の申告
- 山林所得の申告
- 震災により事業用・業務用の資産に損害を受けた方の申告
- 先物取引・仮想通貨取引のある申告
- 住宅借入金等特別控除の初年度の申告
- 住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修（認定住宅の新築等）特別税額控除の申告
- 準確定申告
- 海外に扶養親族がいる方の申告
- 外国税額控除のある申告
- 相続税・贈与税・消費税等の申告
- その他税務署へ直接の申告が必要な申告

◇受付時間

午前9時～午後3時

（各会場において番号札を
午前8時から配布します）

- ・3月2日の日曜日は、午前9時～正午の受付となります。
- ・市民税・県民税申告は、上記の日程すべてで受付します。
- ・すべての会場において、コピー機の用意はありません。

【問い合わせ先】 取手市役所 課税課 市民税係 0297-74-2141（内線：1243～1246）